

# Ⅱ 富士見市 市民参加手続規則 の解説

## 【更新履歴】

平成 16 年 5 月 1 日 第 1 版発行

平成 21 年 3 月 第 2 版発行

## II 富士見市市民参加手続規則の解説

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民参加手続（第5条—第8条）

第3章 市民意見提出手続（第9条—第12条）

第4章 雑則（第13条）

附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号。以下「条例」という。）に基づく市民参加手続及び市民意見提出手続について、必要な事項を定めるものとする。

#### 【解説】

本規則は、市民自治を高め、分権型社会にふさわしいまちづくりを進めるために、市政への市民参加と市民との協働を基調とした富士見市自治基本条例第12条「市民参加手続」及び、第13条「市民意見提出手続」について必要な事項を定めています。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加手続 条例第12条の規定による市民参加の手続をいう。
- (2) 市民意見提出手続 条例第13条の規定による市民の意見を聴くための手続をいう。
- (3) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。
- (4) 審議会等 条例第14条に規定する審議会等をいう。
- (5) ワークショップ 議論及び作業をとおして議題の方向性を見いだす会合をいう。

#### 【解説】

本規則で使用される用語の定義を定めました。

- (1) 市民参加手続とは、規則第4条に規定する「重要施策」の立案・実施・評価の各段階において市民の参加を得て、策定等を行う方法をいいます。
- (2) 市民意見提出手続（パブリックコメント）とは、市民参加手続を経た重要施策の案に対してさら

に広範な市民の意見を反映させる仕組みをいいます。

- (3) 実施機関は、条例及び規則に基づき具体的に市民参加手続等を実施する機関であり、本規則においては市長及び教育委員会を対象としました。

富士見市情報公開条例や富士見市個人情報保護条例、~~富士見市行政手続条例~~においては、全ての執行機関及び議決機関（議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会）を実施機関として定めていますが、規則においては、第4条に定める「重要施策」を実際に担当するのは、執行機関のうち、市長及び教育委員会のみであることと、長以外の執行機関には議案の提案権はなく、すべて長によって発案されること（地方自治法第180条の6第2号）から、それ以外の執行機関については実施機関から除外することとしました。

なお、水道事業については、「富士見市水道事業の設置等に関する条例」第3条の規定により管理者を置かないこととしているため「市長」に含めることとします。

- (4) 審議会等については、規則第5条を参照

- (5) ワークショップについては、規則第5条を参照

#### （公表の方法）

第3条 条例及びこの規則に定める公表は、次に掲げる方法のうち、全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 市の広報への掲載
- (2) 実施機関の担当窓口、市政情報コーナー等での閲覧又は配布
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

#### 【解説】

条例及び規則における公表の方法について規定しています。

市民に対し広く情報を提供する趣旨から第1号から第3号まで全ての方法により行うことが望ましいところですが、公表する資料の数量等の関係から、全部の方法によることが困難な場合は一部の方法でもよいこととします。

- (1) 市が発行する「広報~~ふじみ~~富士見」を指します。
- (2) 公表すべき資料の数量等の関係から、配布が困難と思われる場合には、閲覧でも可能としますが、その場合でも概要のわかる資料等についての配布が行えるよう努めるものとします。

なお、広く情報が提供できるように公民館、交流センター等公共施設においても閲覧、配布ができるようにする配慮も必要です。

(3) 富士見市インターネットホームページを指します。

(4) 市の掲示板への掲示、~~町会等を通じての回覧~~、~~フェイスブックやツイッターなどのSNS~~、広報車による方法等が考えられます。

(重要施策)

第4条 条例に定める重要な施策（以下「重要施策」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本構想

(2) 市の総合的な施策に関する計画

(3) 市の各行政分野の施策の基本事項を定める計画

(4) 市政の基本事項を定めることを内容とする条例（法令の制定又は改廃に基づくものを除く。）

(5) 実施機関が特に市民参加手続又は市民意見提出手続を実施する必要があると認めるもの

2 前項の場合において、重要施策が次のいずれかに該当するときは、原則として市民参加手続又は市民意見提出手続の実施の対象としない。

(1) 法令の規定により実施の基準が定められているもの

(2) 実施機関の内部の事務処理に関するもの

(3) 市税の賦課及び徴収並びにその他金銭の徴収及び給付に関するもの

【解説】

条例及び規則で規定する市民参加手続等の対象となる内容を規定しています。

1 市は事業を行うにあたり、これまでも説明会の開催や市民検討会議等を設置し、市民参加による市政運営をすすめながら市民の意見・意向の反映に努めてきました。

これまでのこうした取組みは、今後も継続発展させるとともに、重要な施策については市民参加手続等を実施することとします。

(1) ~~地方自治法第2条第4項第4号~~富士見市議会基本条例第9条第1号に規定する「基本構想」を指します。

(2) 「市の総合的な施策に関する計画」とは第1号の~~具体的な施策を示した基本構想~~で定めた基本目標を実現するため、~~具体的な施策を体系的に示した~~「基本計画」を指します。

(3) 「各行政分野の施策の基本事項を定める計画」とは、環境基本計画や高齢者保健福祉計画、生涯学習推進基本計画、男女共同参画プラン、都市計画マスタープラン、~~行財政改革大綱~~等を指します。

なお、計画の内容によっては「指針」や「大綱」等必ずしも「計画」という名称を使用していないものもありますが、名称を問わず市民参加手続等の対象とします。

- (4) 条例のうち、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針、市政を推進する上での共通の制度を定めるものを対象とします。「市政全般」にあたるものとしては自治基本条例、市民投票条例、情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例等が、「個別行政分野」にあたるものとしては環境基本条例等が該当します。

なお、公職選挙法の改正に伴う市民投票条例の改正など、法令の制定又は改正に伴い、条例の制定又は改廃が必要となる場合については市民参加手続、市民意見提出手続は必要ありません。

- (5) 第1号～第4号に定めるもののほか、特に市民参加手続等が必要と思われる施策に関しては、実施機関の判断で重要施策とすることができることを定めています。

例としては、実施することにより市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある制度（ごみの分別収集制度、学区の見直し等）や、広く市民の利用に供される公共施設（公園、公民館、コミュニティセンター、交流センター等）の建設計画等が考えられます。

- 2 第1項各号においては、市民参加手続等の対象となる事項について定めましたが、第2項はその中において原則として市民参加手続の対象としない事項を定めました。

「原則」としたのは、本来すべての施策が市民参加手続等の対象となることが前提であり、実施機関が市民参加手続等の必要性を判断した場合は、市民参加手続を行うことを妨げるものではありません。

- (1) 都市計画法に定める都市計画原案作成段階での公聴会の開催等や都市計画の決定時における、都市計画案の縦覧及び意見書の提出、都市緑地法に基づく緑の基本計画策定時における公聴会の開催等、土地区画整理法に基づく事業計画の縦覧及び意見書の提出等が該当します。
- (2) 人事、財政、組織等に関するものを指します。
- (3) 地方自治法第74条第1項で条例の制定または改廃の請求の制限が示されております。これに該当する地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例等が該当するほか、給付に関わる事項についても除外としました。

#### <参考>（逐条解説地方自治法より）

地方税等の賦課徴収に関する条例の制定または改廃に関する住民の直接請求を除外しているのは、制度そのものとして必ずしも適当でないものがあるのみならず、近時におけるその運営の実情をみるに地方公共団体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められるからである。

## 第2章 市民参加手続

(市民参加手続の方法)

第5条 市民参加手続は、次に掲げる方法のうち、全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 審議会等の開催
- (2) 説明会の開催
- (3) 市民意向調査の実施
- (4) ワークショップの実施
- (5) その他実施機関が適当とする方法

### 【解説】

重要施策の立案、実施、評価の過程において実施すべき市民参加手続の方法を定めます。実施機関は対象となる重要施策の性質及び影響を勘案し、全部又は1つ以上の方法を実施することとします。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関のほか、実施機関が規則、要綱等で設置するものも含まれます。なお、市民会議、懇談会等名称は問わないものとします。
- (2) これまでの説明会は、どちらかという行政から市民等への一方的な情報提供の場としての位置づけとなっていましたが、自治基本条例や本規則に規定する説明会とは、市民と市や市民同士の自由な意見交換を通じて合意形成に努めることを目的として実施するものです。
- (3) 市民意向調査は、重要施策について市民の意向を把握し、分析する必要が生じた場合に、その重要施策の関係する市民等に対し、調査項目を設定して一定期間内にその回答を求めることをいいます。
- (4) ワークショップは市民と市や市民同士の自由な議論及び作業をとおして重要施策の方向性を見出すことを目的に開催します。
- (5) その他の市民参加手続として考えられる方法としては、公開の場で意見を述べ議論する「シンポジウム」や「フォーラム」、公募により市民を登録し、意見を聴取する「モニター方式」、団体や個人への聞き取りを行う「ヒアリング」やテーマを設けて市民からアイデアや作文を募集する方法があげられます。

(審議会等の開催の公表)

第6条 審議会等を開催するときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 議題
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 傍聴の手続
- (4) その他実施機関が必要と認める事項

2 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号）~~第2-5条第2-4条~~ただし書の規定により審議会等を公開しない場合は、その旨を公表するものとする。

**【解説】**

市民参加手続のうち、審議会等を開催する場合の事前公表事項を示したものです。公表の方法については、規則第3条に定める方法とします。

(説明会及びワークショップの実施の公表)

第7条 説明会及びワークショップを実施するときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 実施の趣旨
- (2) 実施の日時及び場所
- (3) その他実施機関が必要と認める事項

**【解説】**

市民参加手続のうち、説明会及びワークショップを開催する場合の事前公表事項を定めたものです。

公表の方法については、規則第3条に定める方法とします。

- (1) どのような目的で開催するのかを市民に周知することが必要であることから、開催の趣旨等について事前に公開をします。
- (2) 開催日時、場所等については、多くの人が参加できるよう配慮するようにします。
- (3) 参加可能人数や担当課（者）、事前に資料を公表する必要がある場合等、事前に概要を知らせておく必要が有る場合はその内容を公表します。

(市民意向調査の公表)

第8条 市民意向調査を実施するときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 市民意向調査の趣旨
- (2) 市民意向調査の対象者
- (3) 市民意向調査の方法
- (4) 市民意向調査の実施期間
- (5) その他実施機関が必要と認める事項

#### 【解説】

市民参加手続のうち、市民意向調査を実施する場合の事前公表事項を定めたものです。  
公表の方法については、規則第3条に定める方法とします。

### 第3章 市民意見提出手続

(市民意見提出手続の公表)

第9条 市民意見提出手続を実施するときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 重要施策の策定案又は改廃案（以下「策定案等」という。）
- (2) 策定案等を作成した目的
- (3) 策定案等を理解するために必要な関連資料
- (4) 策定案等に対する意見（以下「市民意見」という。）の提出先、提出方法及び提出期間
- (5) その他実施機関が必要と認める事項

#### 【解説】

条例第13条に規定する、いわゆる「パブリックコメント制度」に関する公表事項を定めたものです。

公表の方法については、規則第3条に定める方法とします。

市民意見提出手続は重要施策の策定、改廃にあたって実施するものです。**市民に対する周知は、幅広く行う必要があります。**

(市民意見を提出できるもの)

第10条 市民意見を提出できるものは、市民及び市民意見提出手続に係る事案に利害関係を有するものとする。

【解説】

「利害関係を有するもの」とは、市外に居住する納税義務を有するもの等をいいます。

(市民意見の提出)

第11条 実施機関は、第9条の規定により公表した日から1月の期間を設けて市民意見の提出を求めなければならない。ただし、やむを得ない事由により1月の期間を設けることができないときは、その期間を短縮することができる。

2 市民意見の提出方法は、次のとおりとする。

(1) 実施機関の指定する場所への書面の持参又は郵送

(2) ファクシミリ

~~(3) 電子メール~~

~~(4) (3) 市のホームページ~~

~~(5) (4) その他実施機関が適当と認める方法~~

3 市民意見を提出しようとするものは、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

(1) 市内に在住する個人 住所及び氏名

(2) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 事務所又は事業者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(3) 市内に在勤する個人 住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地

(4) 市内に在学する個人 住所及び氏名並びに学校の名称及び所在地

(5) 市民意見提出手続に係る事案に利害関係を有するもの

ア 個人 住所及び氏名並びに利害関係を有することを証する事項

イ 法人その他の団体 事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名並びに利害関係を有することを証する事項

## 【解説】

市民意見提出手続の全般を定めたものです。

- 1 意見の提出期間を1月と定めた理由は、重要施策の検討スケジュールに影響を来たさない範囲で市民が十分検討できる期間であることからです。
- 2 できるだけ多様な方法により意見の提出ができることとするために、各号による方法を定めました。
- 3 市民意見を提出に際して、自己の発言に対し責任ある対応をしていただきたいと考え、氏名等を明らかにすることとしています。

(市民意見提出手続の特例)

第12条 実施機関は、第9条から前条までの規定に準じた手続を経た審議会等の報告、答申等を受け、当該報告、答申等の内容と基本的に異ならない策定案を策定した場合は、第9条から前条までの規定による手続を実施しないことができる。

## 【解説】

条例では重要施策の立案、実施、評価の過程で市民参加手続を実施することとしており、また、策定、改廃においては、市民意見提出手続を実施することとしています。

例えば、実施機関が市民参加手続の方法を審議会等の開催により行う場合は、審議会等が議論、検討した内容を踏まえて答申や提言、報告等を行い、それを受けて実施機関は重要施策案の策定を行い、当該案について、市民意見提出手続を実施します。

本条は特例として、審議会等が答申等を行うにあたり、市民意見提出手続に準じた方法を実施し、市民の意見を反映して答申等を行った場合に、実施機関がその答申等に基づき重要施策の案を策定したときは、改めて市民意見提出手続を経る必要がない旨を規定したものです。

## 第4章 雑則

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 附 則

(施行期日) この規則は、平成16年5月1日から施行する。